

市町村職員実務研修要綱

(目的)

第1条 この研修は、一般財団法人秋田県建設・工業技術センター（以下「センター」という）が、県内の市町村職員を実務研修生として受け入れ、公共土木工事の積算や橋梁点検等に関する実務研修を実施することにより、市町村職員の土木技術の習得を図り、もって市町村の良質な社会資本の整備に資することを目的とする。

(研修の方法)

第2条 研修は、市町村の長から推薦された職員がセンターに勤務し、センターの実務を通じて行うものとする。

(実務研修生)

第3条 実務研修生は、建設担当部署へ配属されて1年から3年程度経過した者、又は積算業務の経験が浅い者であって、市町村の長の推薦を受けた者とする。

(手続き)

第4条 理事長は、実務研修生の受け入れを行おうとするときは、市町村の長に対し実務研修生の募集を行うものとする。

2 市町村の長は、実務研修生の推薦を行おうとするときは、実務研修推薦調書（様式第1号）を理事長に提出するものとする。

3 理事長は、前項の実務研修推薦調書が提出されたときは、速やかに受け入れの適否を決定し、市町村の長に文書（様式第2号）で通知するものとする。

4 前項の規定により実務研修生の受け入れを決定したときは、速やかに理事長と市町村の長の間で実務研修に関する協定書（様式第3号）により、協定の締結を行うものとする。

(身分)

第5条 実務研修生は、研修期間中も市町村職員としての身分を有する。

(研修期間)

第6条 実務研修生の研修期間は、原則として、1年又は2年とする。

2 前項に規定する研修期間は、理事長と市町村の長の協議のうえで、変更することができるものとする。

(給与等)

第7条 実務研修生の給料は、当該市町村の関係規程に基づき当該市町村が負担するものとする。

2 実務研修生の受けるべき手当のうち、当該研修に係る時間外勤務手当、休日勤務手当については、センターの関係規程に基づきセンターが負担し、それ以外の手当について

は当該市町村の関係規程に基づき当該市町村が負担するものとする。

3 実務研修生の当該研修に係る出張旅費については、センターの関係規程に基づきセンターが負担するものとする。

4 第2項及び第3項のセンターが負担する手当及び旅費については、センターが当該市町村の公金を扱う銀行等預金口座に振込することとし、当該市町村が実務研修生へ支払するものとする。

(分限懲戒等)

第8条 実務研修生の分限懲戒及び労働災害補償に関する事案が発生した場合は、理事長が当該市町村の長に報告するものとする。

(研修の取消等)

第9条 センターまたは市町村の都合により研修の取消し又は協定事項を変更するときは、あらかじめ相互に協議するものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、実務研修生の取扱いに関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年3月1日から施行する。

(様式第1号)

番 号
年 月 日

実務研修推薦調書

一般財団法人秋田県建設・工業技術センター
理事長 様

市町村の長 ㊟

下記の職員について、実務研修生として推薦しますので、受け入れ願います。

記

- 1 所属・職・氏名
- 2 経歴
- 3 研修希望期間 年 月 日から
年 月 日まで (年間)
- 4 研修時の住居先
- 5 緊急時の連絡先

(様式第2号)

番 号
年 月 日

市町村の長 様

一般財団法人秋田県建設・工業技術センター
理 事 長 ㊟

実務研修生の受け入れ決定について（通知）

年 月 日付けで推薦のありました実務研修生について、実務研修推薦
調書のとおり、受け入れを決定しましたので、お知らせします。

(様式第3号)

実務研修生に関する協定書

市町村職員実務研修要綱第4条の規定に基づき、一般財団法人秋田県建設・工業技術センター理事長（以下「甲」という）と 市町村長（以下「乙」という）との間に職員の実務研修に関し次のとおり協定を締結する。

- 第1条 実務研修生の研修期間は、 年 月 日から 年 月 日までとする。
- 第2条 実務研修生は研修期間中、乙の職員としての身分を有し、甲の実務研修生とするものとする。
- 第3条 実務研修生の給料は乙の関係規程に基づき乙が負担するものとする。
- 2 実務研修生の受けるべき手当のうち、当該研修に係る時間外勤務手当、休日勤務手当については甲の関係規程に基づき甲が負担し、それ以外の手当については乙の関係規程に基づき乙が負担する。
- 3 実務研修生の当該研修に係る出張旅費については、甲の関係規程に基づき甲が負担するものとする。
- 4 第2項及び第3項の甲が負担する手当及び旅費については、甲が乙の公金を扱う銀行等預金口座に振込することとし、乙が実務研修生へ支払するものとする。
- 第4条 実務研修生が属する共済組合に関する手続きについては、乙が行うものとする。
- 第5条 実務研修生の服務及び勤務条件等については、甲の正職員の例によるものとし、健康管理（一般定期健康診断等）については、乙において行うものとする。
- 第6条 実務研修生の分限、懲戒等の身分上の取扱い及び労働災害補償に関する事案が発生した場合は、甲が乙に報告するものとする。
- 第7条 実務研修生は、研修中に知り得た秘密について、研修期間中はもとより研修終了後においてもこれを漏らしてはならない。
- 第8条 この協定書に定めるもののほか、実務研修生の取扱いについて必要な事項は甲乙協議のうえ、決定するものとする。

この協定を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

年 月 日

甲 秋田市川尻町字大川反170番地177
一般財団法人秋田県建設・工業技術センター
理事長 ㊟

乙 市町村の長 ㊟